

報道資料

令和3年5月28日（金）

防災統括室 担当：中野、小原
電話：0742-27-7006
内線：2270、2285
産業政策課 担当：福留、西川
電話：0742-27-7005
内線：3560、3582

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 飲食店に対する営業時間短縮の要請期間の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「第三期 奈良県緊急対処措置」の方針のもと、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部は、下記のとおり営業時間短縮の要請期間を延長します（特措法第24条第9項に基づく）。

記

1. 要請対象の地域及び期間

奈良市、天理市、生駒市（各市の全域）

〔第2期〕令和3年5月12日から5月31日まで

〔第3期〕令和3年6月1日から6月20日まで

2. 要請対象の施設

1の各市の対象要件に準じる

3. 要請の内容

営業時間の短縮（午後8時まで）

4. その他

- ・要請にご協力いただいた飲食店に対し、協力金を、市より支給します（協力金の県の同額上乗せ支援及び市町村負担に対する県独自の追加財政支援を実施）。

各市の協力金に関するお問い合わせ先：

- ・奈良市 観光経済部 産業政策課
電話 0742-34-4741
- ・天理市 環境経済部 産業振興課
電話 0743-63-1001
- ・生駒市 地域活力創生部 商工観光課
電話 0743-74-1111

- ・県内の店舗、施設等におかれては、感染予防のため、業種別ガイドライン遵守の徹底をお願いいたします。